

長野県告示第461号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・89号 山王小柴見線
3 事業施行期間
平成27年10月8日から
平成34年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
長野県長野市大字中御所字岡田並びに大字小柴見字北村東北沖地内
(2) 使用の部分
長野県長野市大字中御所字岡田並びに大字小柴見字北村東北沖地内

都市・まちづくり課

長野県告示第462号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
安曇野市
2 都市計画事業の種類及び名称
安曇野都市計画道路事業 3・5・6号 吉野線
3 事業施行期間
平成27年10月8日から
平成34年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
長野県安曇野市豊科地内
(2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月8日

長野県千曲建設事務所長 丸山 義廣

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 上田千曲長野自転車道線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It details the road area changes for the Utsunomiya-Chimura-Nagano Bicycle Route.

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月8日

長野県千曲建設事務所長 丸山 義廣

- 1 路線名 上田千曲長野自転車道線
2 供用を開始する区間
埴科郡坂城町大字南条字外河原7724番の3地先から
埴科郡坂城町大字南条字三嶋7654番の2地先まで
3 供用を開始する期日 平成27年10月8日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。)で使用する電気
契約電力 1,700kW 予定使用電力量 5,440,000kWh
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
3 落札者を決定した日
平成27年8月17日
4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 丸紅株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区大手町1丁目4番2号

5 落札金額

96,752,948円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年7月6日

財産活用課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る調達產品等の種類及び数量

合同庁舎（佐久合同庁舎以下10合同庁舎）で使用する電気

契約電力 2,384kW 予定使用電力量 4,647,000kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部財産活用課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成27年8月17日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 丸紅株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区大手町1丁目4番2号

5 落札金額

91,621,496円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年7月6日

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人知恵と考働

3 代表者の氏名

田島 郁男

4 主たる事務所の所在地

松本市神田1丁目27番34号

5 定款に記載された目的

この法人は、国・地方公共団体ならびに企業等に対して、行政

等が企画する地域活性化政策ならびに産業振興政策等を成果あるものに実現するための具体的な活動支援に関する事業を行い、地域経済の活性化及び産業振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 実施日時

(1) 期日

平成28年2月14日（日）

(2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護協会会館

3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成28年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成28年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者においては、平成28年3月3日（木）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

(2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書に貼り、消印しないでください。）により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還しません。

(3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 平成27年12月7日（月）から12月11日（金）まで

の消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号
380-8570 長野県健康福祉部医療推進課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 平成27年12月7日(月)から12月11日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 場所 長野県健康福祉部医療推進課

7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、平成28年1月7日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 合格発表

(1) 平成28年3月10日(木)午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成28年3月10日(木)午後1時30分までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封して、長野県健康福祉部医療推進課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者(卒業する見込みの者を含みます。)以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医療推進課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医療推進課(電話 026-235-7142)

医療推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画下水道

白樺湖特定環境保全公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

平成2年長野県告示第738号の土地の区域を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野県佐久建設事務所、長野県諏訪建設事務所、茅野市役所、北佐久郡立科町役場

4 縦覧期間

自 平成27年10月9日

至 平成27年10月22日

生活排水課

公告

上田市塩田平土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成27年10月8日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理事

退任

氏名 住所

高野一郎 上田市富士山1680番地1

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県佐久地方事務所長 清水深

1(1) 指定番号 佐久第355号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成27年8月6日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字長倉西ノ久保4814-9

(5) 指定道路の延長 67.85メートル

(6) 指定道路の幅員 6.00メートル

2(1) 指定番号 佐久第356号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成27年9月9日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡御代田町大字御代田字水原3921-2

(5) 指定道路の延長 25.03メートル

(6) 指定道路の幅員 4.22メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

- 1 指定番号 諏訪第1010号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年9月7日
- 4 指定道路の位置 茅野市本町西4703-6の内、4703-7、4706-19、4706-23
- 5 指定道路の延長 65.45メートル
- 6 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県北安曇地方事務所長 土屋 嘉宏

- 1 指定番号 北安曇第370号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年8月19日
- 4 指定道路の位置 北安曇郡白馬村大字北城字小右エ門山2809 1の一部、4704-4、4709-4、4710-6、4710-7、4981-6、4982-9、4982-10、4982-10地先
- 5 指定道路の延長 95.92メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

- 1 指定番号 長野第838号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年9月9日
- 4 指定道路の位置 須坂市墨坂3丁目1352-37、1352-38、1363-3
- 5 指定道路の延長 34.17メートル
- 6 指定道路の幅員 4.11メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり変更しました。

平成27年10月8日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1 変更年月日 平成27年7月31日
- 2 指定道路の指定番号 北佐久第241号
- 3 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 4 指定道路の位置、延長及び幅員

区分	位置	延長	幅員
変更前	佐久市中込字堰端 3671-47	102.50メートル	6.00メートル
変更後	佐久市中込字堰端 3671-47、3671- 68、3671-69、 3671-70、3671- 71、3671-72	72.26メートル	6.65メートル

建築住宅課